

地域のひろば

第十四号

平成19年7月
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

労働者派遣事業の課題について



社団法人日本人材派遣協会
会長 日比野 三吉彦氏

日本人材派遣協会、会長の日比野でございます。

はじめに中部協議会のみなさまには、平素より当協会の運営に関しまして、格別の協会活動へのご協力、ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。協会を代表し厚く御礼申し上げます。

任期2年目を迎えるにあたり、派遣業界全体に対する責任と、改革による業界の社会的地位向上への信念を、新たな思いで実感しております。今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、当協会の会員数は現在、全国で743社になりました。平成18年度の協会加入企業は、単年度としては過去最大の122社を数え、年度の加入記録を更新しています。協会の会員企業の増加は、そのまま派遣業界の伸長や発展を象徴しているとともに、人材ビジネスの社会全体に対する影響が大きくなっているといえるでしょう。

今日の派遣業界全体を見ますと、厚生労働省発表の平成17年度労働者派遣事業報告書の集計結果によれば、一般労働者派遣事業で3兆3263億円（前年比42.9%）、特定労働者派遣事業で7088億円（前年比32.9%増）、合計の派遣売上高は約4兆円を超え、常用換算派遣労働者数も約124万人を数えます。この数字が意味することは、

私たちの労働者派遣事業が、社会的な認知度の高まりとあらゆる産業界への派遣活用の浸透にともない、日本の経済・社会にとつてもきわめて重要度が高くなっていると言えるでしょう。同時に多くの労働者に対しては、「派遣」という働き方が多様化するライフスタイルやさまざまなニーズを抱える状況に対応して、いろいろな働き方を提供し就業の機会を創出してきました。

しかしながら、われわれ人材派遣業界が社会や経済に大きく貢献している一方で、正しい理解がなされない状況も出てまいりました。昨今、マスコミでも大きく取りざたされているのは、正社員と非正規社員との格差問題であり、多様な就業形態の中の一つであるはずの労働者派遣のみにスポットがあてられ、派遣があたかも格差を生じさせている元凶というような言われ方をされております。また、いわゆるスポット派遣や製造業の分野では、違法派遣ではないかとの指摘を受けたり、一部報道では労働者派遣そのものがネガティブな取り上げ方をされたりなど、労働者派遣事業にとつて逆風が吹き荒れております。

多くは誤解に満ちた批判であり、協会としては、今年度の事業計画の中で、派遣業界に対する社会的地位の向上、コンプライアンスの徹底、ポジティブ情報の収集・公開等を計画し、社会的な信頼性の向上と自浄作用の効いた健全な業界の発展に努めてまいります。これらの方針の遂行には、地域協議会のみなさまとの連携強化が何よりも重要です。協会では活動方針の1つとして掲げ、具体的には、事業活動において、各地域協議会と協会との連携をテーマに、地方会員に対する研修セミナー等によるバックアップを引き続き推進してまいります。

方針の重点テーマであるコンプライアンスの徹底では、複合業務や事前打合せといった派遣法のルールが、

必ずしも適切に周知・徹底されているとはいえない現状をふまえ、法律以上に厳しい自主的ルールに則りながら事業運営することに視点を置き、会員各社のみなさまと一体となつてコンプライアンス強化に努めてまいります。

また、労働者派遣法の規制撤廃の要望と誰にとつても使いやすい制度とするための見直しも、業界全体で重要度の高い課題であると考えています。改正派遣法が施行されさまざまな規制緩和がなされた一方で、雇用申込み義務など規制強化の規定も盛り込まれました。現行は派遣労働者の声が十分に反映されているとはいえません。そこで、労働者派遣法の改正要望を取りまとめ、協会として立法・行政やその他機関に働きかけていきます。

業界の社会的信頼性向上と持続的成長のため、みなさまの真摯なご意見・ご協力をお願い申し上げます。

現在の労働マーケットに目をやれば、毎日100万人を超える派遣スタッフが働き、派遣業界の社会的な役割と責任は一層重くなってまいります。「雇用の創造と経済の活性化を通じて社会に貢献する」を使命とする協会としては、派遣業界全体として襟を正し、公正な競争のもと、切磋琢磨していかなくてはなりません。

「法令を遵守し、派遣スタッフの権利保護を前提にして、クライアントに奉仕する。」この基本的な立場を忘れることなく、今後とも会員のみなさまには、雇用の創造を通じた社会貢献の実現をお願いしたいと思います。社会的な信用なくして、業界の成長はないと考えているからです。

最後になりますが、会員のみなさまの今後一層のご活躍を祈念するとともに、ご理解とご協力を賜りながら業界発展のために精一杯努力させていただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

労働者派遣をめぐる動向と課題



愛知労働局
需給調整事業部長

石川 暁 生 氏

このところ非正規労働者の拡大が指摘されていますが、労働力調査（平成18年）によると、全国で1,677万人、雇用労働者に占める割合は33%となっています。

一般的に「非正規」労働者は主に三つの要素にもとづいて分類されます。一つめは労働時間によるものでパート労働者が、二つめは雇用期間によるもので期間工や契約社員が、三つめは指揮命令のあり方によるもので派遣労働者が、非正規に分類されます。

このうち三つめの派遣労働だけが、雇用主でない者が指揮命令をするという雇用関係の要素にもとづいて分類されています。したがって、請負事業所の労働者は、他と同様、一つめと二つめの要素に該当する場合に限り非正規に分類されることとなります。

それでは、派遣労働者数ほどの程度の規模なのか。労働者派遣事業報告（平成17年度）によると全国で255万人とされていますが、これは「1年間に1度でも派遣労働した者」を含む数であり、雇用労働者に占める割合は算定できません。そこで、労働力調査（平成18年）によると、全国で128万人、雇用労働者に占める割合は2.5%となります。

労働力調査は都道府県別に派遣労働者数を算定していませんから、労働者派遣事業報告における割合にもとづいて愛知の派遣労働者数を推計すると約10万5千人、雇用労働者に占める割合は全国平均よりやや高く約3.2%となります。

それにしても、派遣労働者の数は非正規労働者の大多数とは言えません。にもかかわらず、派遣労働が非正規労働の典型として議論される傾向が強いのは何故

でしょうか。

そもそも労働者派遣法は、雇用主でない者が指揮命令をする例外的な雇用関係が、就業条件や雇用の安定等を低下させることのないよう、許可、届出の対象とするとともに、様々な条件や特別な手続きを求めているものです。

正規労働者との労働条件の格差の有無も問われていますが、労働者派遣制度との関係で見ると、許可や届出の手続きをした労働者派遣事業者が定めに則って適正な運営をしているか、許可、届出をはじめ定められた手続きや条件を満たさない中での実態派遣等の不適正がないかが基本的なポイントとなります。

同時に、これに関連し、「偽装請負」という形態の不適正に対する強い問題指摘がなされ、請負を含めた「外部労働力」の活用のあり方全体が社会的に注目されてきました。

こうした中で、先に見た非正規労働の分類とは別に、また実際の派遣労働者数の規模を越え、請負等を含めた意味での「非正規労働」をめぐる問題の一つの焦点として、労働者派遣が議論される傾向にあると思われま

す。平成16年3月に施行された法改正以降、労働者派遣事業は急速に拡大しています。

愛知においても、この間に3倍を越える拡大を見せ、平成19年5月末現在5,004事業所が県内で事業を展開しています。全体的な増加を基調とする中で、産業事情を反映して製造業務の届出の増加率が全体の増加率を越え事業所全体に占める割合も30%を越えていること、名古屋地域だけでなく県内全域に拡大していること等が特徴です。

こうした急速な拡大を背景に、愛知労働局では、平成19年度、東京、大阪に次いで全国で三つ目の需給調整事業部が発足しました。

従来以上に集団指導や個別指導・監督を強化し、労働者派遣事業所が制度に則った適正な事業運営をすること

はもとより、偽装請負という形態の不適正をなくすこと、県内全域において派遣先（請負発注）事業所を視野に入れた幅広いとりくみを進めること等を重視したいと考えていますので、皆様方の一層のご協力をお願いする次第です。

いま、労働者派遣制度の運用は様々な角度から注目されています。

中部地域協議会の皆様方が、適正な事業運営を進め、派遣先のコンプライアンスについても啓発される中で、一層の発展を遂げられますようご祈念申し上げます。

新任のあいさつと最近の状況



中部ブロック相談センター
アドバイザー

高須 幸 吉 氏

会員の皆様方には、日ごろから当相談センターの業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は本年1月から、前任平松正吉アドバイザーの後任として、労働者派遣事業アドバイザーを委嘱され、中部相談センターにおいて勤務をしています。

今後とも、平松アドバイザー同様引き続きご指導・ご支援を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

この派遣事業に関しましては、直接担当した経験がないことから、当センターに勤めることに戸惑いを感じましたが、日々勉強を重ね、6か月の経験と先輩の指導を受け、今日は大分慣れて参りました。

しかし、その相談には派遣法のみならず労基法・各種

【表1】年度別相談状況

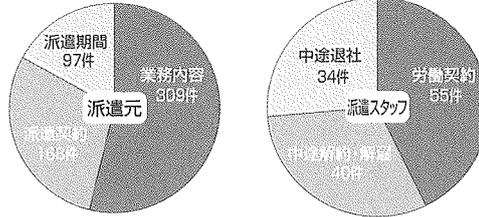
年 度	件 数
平成8年	47
平成9年	101
平成10年	130
平成11年	177
平成12年	307
平成13年	573
平成14年	567
平成15年	889
平成16年	1,042
平成17年	1,185
平成18年	1,699

平成18年度

■個別相談状況

派遣元 事業主	派 遣 スタッフ	派遣先 事業主	一 般 関係者
980件 57.7%	347件 20.4%	127件 7.5%	245件 14.4%

■相談内容一部内訳



社会保険関係等広範囲にわたり、なにやら「よるず相談」の感があり毎日があつという間に過ぎていきます。特に、昨年から大手企業を中心とした偽装請負が社会的問題として報じられています。業務発注者から請負ではなく派遣業務で処理したいと言われたので、新たに派遣事業を始めるにはどのような手続きが必要かとの多

くの問い合わせもあり、適正な派遣事業が行われるよう説明をしてきているところです。

次に窓口の相談状況ですが、毎年増え続けておりますが、17年度は前年度比13.7%増の1,185件、18年度は同43.4%増の1,699件であった。18年度1,699件の内訳では、派遣元事業主から半数以上の980件57.7%を占め、派遣スタッフから347件20.4%、派遣先事業主からは127件7.5%であった。

相談内容としては、派遣元は業務内容が309件31.5%で最も多く、次に派遣契約が168件17.1%、派遣期間が97件9.9%であった。派遣スタッフでは労働契約が最も多く55件15.9%、中途解約・解雇が40件11.5%、中途退社も34件9.8%であった。派遣先から最も多かった業務内容は37件29.1%であった。一般事業主からも多くの相談を受けていますが、やはり、請負から派遣に切替えるために、派遣事業についてが111件、許可・業務等が85件あったことも特筆されるところです。(別表1)参照

さて、このような状況にありますが、各地の相談センターのうち、18年度をもって札幌と福岡が廃止され、19年度からは東京・大阪と名古屋の3か所となりました。中部相談センターは、従来どおり今年度も週5日(土・日を除く)で、9時30分から16時30分まで開設しておりますが、今後の増加と様々な相談等に適切に対応できるよう、1名増員されることになりました。

このため、10年間という長い経験のある大先輩であります鈴木富アドバイザーに5月から勤務して頂いており、皆様の期待に添えるよう現在は3名体制となっております。

私自身、未だ勉強中の身であり、悪戦苦闘しており、ご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、温かい目で見て頂きご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

中部協議会の会員の皆様方の今後ますますのご発展をご祈念申し上げまして私のごあいさつとさせていただきます。

ガルシアへの手紙



中部地域協議会
会長 秋吉英治氏

新たに当中部地域協議会会長に森前会長の後任として選任された秋吉です。

強力な幹事会社の皆様の支援体制がある中で、心配無用かもしれません。今後、厳しい局面が想定される中で、会長就任に、私は「ガルシアへの手紙」(総合法令、エルバート・ハバード著 ハイブロー武蔵訳・解説)を思い起こしています。アメリカ・スペイン戦争時に米大統領からの手紙を将校・ローワンが単身で居所不明のキューバの反乱軍リーダーガルシアへ届けた話の意味を、著者は「ガルシアへの手紙を頼まれたなら、静かに受け取りバカな質問をせず、近くの下水に捨ててしまおうなどとも思わず、ガルシアへ手紙を届けることに全力を尽くす人：中略：ガルシアへの手紙を届けられる人間は、どこでも本当にどこでも必要とされているのだ。：中略：自分が見込まれ、自分が頼まれた以上その信頼に頼りながらも支えていく：後略」と主張していると、訳者は述べています。

4兆円を超えるまでに成長した派遣事業は社会のニーズに比べ、社会に貢献するため更なる規制緩和が必要で、反面、一部企業の法令違反や誤った事実認識に基づく派遣業界全体をネガティブに批判する風潮も散見され人材派遣業界挙げてコンプライアンスを徹底し、誤った情報を是正する行動が求められています。

ガルシアを「課題」、ローワンを「自分」と置き換え、会長としての任務を私自身が真剣に遂行することを決意すると共に、会員の皆様にも(社)日本人材派遣協会中部地域協議会活動へのご理解とご支援を、改めてお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

平成19年度 中部地域協議会役員組織

会長

秋吉英治

(株)サンスタッフ
代表取締役社長

副会長 (総務部会担当)

芝野喜一

(株)パソナ
取締役常務執行役員

副会長 (事業部会担当)

吉田浩一

(株)メイツ東海
代表取締役社長

副会長 (会計担当)

母袋元太郎

ピープルスタッフ(株)
顧問

幹事 (総務部会)

近堂郁三

(株)ビートップスタッフ
取締役人材派遣事業部長

請井啓子

(株)日本医療事務センター
名古屋支社長 代理

平野成之

アデコ(株)
栄支社 支社長

小林あゆみ

旭化成アミダス(株)
名古屋支店 支店長

幹事 (事業部会)

小川幸久

(株)クロップス・クルー
代表取締役社長

神戸洋一

(株)トヨタエンタプライズ
ヒューマンサポートカンパニー 営業括部長

大西一之

(株)NTT西日本 東海
ITビジネス部ヒューマンリソース事業部長

松本朗

(株)リクルートスタッフィング
東海スタッフینگデバイスジョン執行役員

青柳ひとみ

テンプスタッフ(株)
執行役員 東海営業本部長

奈良進

(株)ビーハーフ
代表取締役社長

監事 (監査)

古田年季

(株)シヨブコム
代表取締役社長

平成18年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

(1) 第34回 (平成18年7月14日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

参加125名

内容

『ストレスマネジメントするための右脳と左脳の使い方をスポーツ心理学に学ぶ』
講師 エミネクロスグループ代表スポーツドクター

辻 秀一 氏

終了後懇親会開催 参加110名

(2) 第35回 (平成18年11月21日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

参加131名

内容

『人材派遣業界の動向とコンプライアンス』
講師 日本人材派遣協会

水野 快二 氏

『戦国武将の戦略と戦術』
講師 経営コンサルタント・歴史研究家・作家

皆木 和義 氏

終了後懇親会開催 参加125名

平成19年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

(1) 第36回 (平成19年7月13日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

内容

『クレーム対応に活かすコミュニケーションスキルとセルフマネジメントナンス』
講師 カウンセリングルーム「プリメイラ」代表

心理カウンセラー

斐岩 奈々 氏

終了後懇親会

(2) 第37回 (平成19年11月19日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

内容 未定

講師 未定

終了後懇親会

「地域のひろば」第14号の発行

平成19年7月26日配付予定

協議会PR広告の掲載

平成19年10月頃

座談会記事掲載と同時に会員会社の社名掲載

会員企業募集中

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企業を募集中です。入会その他については、左記までお問合せ下さい。

連絡先

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会

総務部会 中尾 慎太郎

住所 名古屋市中村区名駅一―一四

JRセントラルタワーズ42階

株式会社パソナ

TEL 〇五二―五六一―四二三

FAX 〇五二―五六一―四二二

(本文中敬称は略させていただきました)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 奈良 進

平成十九年七月発行

住所 〒 450-0002 名古屋市中村区名駅三―二五―九

堀内ビルディング2F

TEL 〇五二(五八六) 九六三二